

小平市国民健康保険条例の一部改正について

1 背景

平成 27 年 5 月「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立した。この法律は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等の措置を講ずるものである。

国民健康保険においては、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化が図られることとなる。

都道府県は各都道府県内の医療費等を推計し、その保険給付に充てるための国保事業費納付金（以下、「納付金」という。）の額を決定し、また納付金を納めるために必要な標準保険料率を算定して各市町村に通知する。市町村は、納付金を納めるための国保料（税）として被保険者から徴収し、都道府県へ納付する義務を負う。

平成 30 年度以降の国民健康保険税については、この納付金の支払いに充てることになり、また国保税率は標準保険料率を参考にして市が決定することになる。

2 改定理由

小平市の国民健康保険は、雇用状況の改善による被用者保険への加入や後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が減となる一方で、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費は年々増加している。また、被保険者に占める低所得者や高齢者の割合が高いといった構造的な課題に加え、歳入の根幹をなす国民健康保険税は、被保険者数の減少の影響により調定額は減少しており、一般会計からの多額の繰入れによって財政運営を維持しているのが現状である。

平成 28 年度決算の小平市における一般会計からの法定外の繰入れ（以下、「法定外繰入れ」という。）の総額は約 16 億 7,500 万円余りである。一人当たりの負担額は 38,060 円に相当する。これを一度に解消するとなると大幅な税率改定が必要になる。

国においては、この法定外繰入を削減・解消するために、全国の法定外繰入の総額に相当する約 3400 億円を毎年、全国の国保に対して支援することとしている。この公費拡充は赤字を抱えている国保に対し支援するものではなく、全国すべての国保に対して支援を拡充するため、法定外繰入相当額に対し補填される

ものではない。公費拡充を充ててもなお財源不足が生じた場合は、原則として被保険者に負担を求めることになる。

平成30年度については、法定外繰入の段階的な解消に向けた対応を図るとともに、新たに負担する納付金を含めた財政推計を行い、向こう2か年の財源不足を補うために必要な税率改定を行う。

3 税率改定の基本的考え方

今後の安定した国民健康保険財政運営を行うために、以下に掲げる3つの課題について、税率改定の基本的考え方により対応を図るものとする。

(1) 法定外繰入の段階的な削減・解消について

平成30年度の納付金が東京都より示され、納付金を納めるために必要な標準保険料率が提示された。今後、東京都国民健康保険運営方針に基づき「小平市国保財政健全化計画（仮称）」を策定し、法定外繰入の段階的な削減・解消に向けた税率改定のあり方について、一定の道筋をつけることとする。なお、法定外繰入の段階的な削減・解消に向けた基本的考え方は次のとおりである。

医療保険分については、標準保険料率とのかい離が極めて大きく、計画的に法定外繰入を削減する必要がある。改定に当たっては、中長期的な時間軸の中で、財政状況を勘案しつつ対応することとする。

後期高齢者支援金分及び介護保険分については、医療保険分に比べ標準保険料率とのかい離が比較的小さいため、制度改正後5年目の平成34年度を目途に標準保険料率に到達させ、後期高齢者支援金及び介護保険分に係る法定外繰入の解消を目指すこととする。

(2) 応能分・応益分の配分割合の見直し

現行の国民健康保険制度では、集めるべき賦課総額に対し、応能分と応益分の配分を50対50として国保税を賦課することを原則としている（応能分とは、小平市においては所得割額、応益分とは均等割額をいう。）。現状の応能分と応益分の配分割合は次のとおりである。

	応能分	応益分
医療保険分	63.8	36.2
後期高齢者支援金分	55.6	44.4
介護保険分	44.6	55.4

これに対し、制度改正後の応能分と応益分の配分割合については、所得水準に応じて、納付金の応能分の割合を大きくすることが原則となる。各区市

町村の納付金は、応能分として集める割合を、都の所得係数に応じて配分することとしている。区市町村標準保険料率の算定においても、各区市町村の所得水準を反映して、各区市町村の応能割と応益割を算定する。

これによる小平市の応能分と応益分の配分割合は次のとおりである。

	応能分	応益分
医療保険分	55.4	44.6
後期高齢者支援金分	55.5	44.5
介護保険分	55.5	44.5

今後、応能分と応益分の配分割合については、都が示す配分割合を参考にしつつ、段階的に55対45に近づけていくこととする。見直し方法については、税率改定に合わせて、配分割合を変更することとする。

医療保険分については、応能分である所得割額に比重が置かれており、応益分である均等割額が低い状況である。改定に当たっては、応益分である均等割額に比重を置いた増額改定を行い、配分割合を調整することとする。

後期高齢者支援金分については、応能分と応益分の配分割合が適当な状況である。したがって、今後もこの配分割合を維持する。

介護保険分については、応能分である所得割額が低い一方で、応益分である均等割額が高い状況である。これは、均等割額には所得水準に応じて軽減する制度（7割、5割、2割軽減）があり、低所得世帯への税負担の配慮がなされているが、小平市の場合、応能分と応益分の配分割合について、軽減後の賦課総額を50対50に配分してきたことによるものである。応能分と応益分の配分割合については軽減前の賦課総額を50対50にする旨の国の見解が示されており、今般の制度改正を機に、応能分と応益分の配分割合を見直すこととする。改定に当たっては、応益分である均等割額を減額改定し、応能分である所得割額に比重を置いた改定を行うことで、配分割合を調整することとする。

（3）標準保険料率とのかい離解消に向けた平成30年度の税率改定について

医療保険分については、納付金の算定方法の変更に伴う急激な保険税の上昇を抑えるための激変緩和措置が相当程度（約1,900万円）講じられている。そのため、向こう2か年の財源不足を補うために必要な改定を行うこととする。なお今後については、公費拡充による影響を踏まえつつ、制度改正後の財政状況を把握した上で、標準保険料率とのかい離を段階的に縮小することとする。

後期高齢者支援金分については、平成30年度は標準保険料率とのかい離を3分の1程度解消する。所得割額と均等割額の配分割合については現行のバランスを維持することとする。

介護保険分については、平成30年度は標準保険料率とのかい離を3分の1程度解消する。また所得割額を増額するとともに均等割額を減額し、所得割額と均等割額の配分割合をおおむね48対52とする。なお応能割と応益割の配分変更については5年を目途に完了することとする。

4 国民健康保険条例の一部改定（案）

(1) 基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）に係る改定率を次のとおりとする。

医療保険分

	平成30年度	現行
所得割額	5.51%	5.35%
均等割額	23,700円	22,500円

後期高齢者支援金分

	平成30年度	現行
所得割額	2.05%	1.85%
均等割額	11,400円	10,900円

介護保険分

	平成30年度	現行
所得割額	1.55%	1.27%
均等割額	15,500円	15,600円

(2) 施行期日及び適用の時期

施行期日 平成30年4月1日

平成30年度分の国民健康保険税から適用する。

小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について

1 改正の理由

国民健康保険事業運営基金は、保険給付その他の財源の不足を生じたときの財源として積み立て、給付費の増加などによる支出増や保険税収納不足等の収入源として活用している。

平成30年4月1日に施行される国民健康保険法の一部改正により、市町村の保険給付にかかった費用は、都道府県の国保特別会計から市町村の国保特別会計に全額支払われることとなる。また、予期せぬ給付増が生じた場合や保険税の収納不足が生じた場合については、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、市町村に対し貸付・交付を行う体制が整備される。

一方、市町村においては、納付金算定の仕組みの導入による納付金の変動、給付費の増加や所得の変動による負担増を緩和し、年度間の平準化を図りつつ、急激な保険税負担の上昇を抑制するための基金の設置が求められている。

そのため、国民健康保険事業運営基金条例を一部改正することにより国保事業の健全な財政運営を行うものとする。

2 改正内容

(1) 設置目的（第1条関係）

保険税水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、国民健康保険事業運営基金を設置する。

(2) 積み立て（第2条関係）

基金として積み立てる額は、毎年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定めることとする。

(3) 処分（第6条関係）

第1条に規定する目的のために使用することとする。

(4) 施行期日 平成30年4月1日